

第13回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年9月28日（火）午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3. 出席委員（13名）

(1) 会 長 1 番 荒 岡 正

(2) 委 員 2 番 寺 島 佳 宏、4 番 米 澤 仁
5 番 石 澤 由紀子、6 番 木 原 晃
7 番 多 田 和 文、8 番 貢 則 夫
9 番 遠 藤 浩 一、10 番 音喜多 政 東
11 番 樋 浦 泰 夫、12 番 伊 藤 美 晴
13 番 佐 藤 仁 昭、14 番 西 野 義 幸

4. 欠席委員（1名） 3 番 齋 藤 泰 広

5 議事日程

第1 報告第10号 農業経営改善計画の認定について

第2 議案第39号 現況証明願について

第3 議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

第4 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第43号 職員の異動について

第7 議案第44号 職員の任命について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 堀部 誠、主事 北本 慶次郎

7. 会議の概要

局長	本日はお忙しい中、本総会に出席いただきまして有り難うございます。最近はコロナウイルスの陽性者も激減しており、30日をもって緊急事態宣言も解除となる見通しではありますが、本日も引き続き感染防止対策を実施するため、議事進行を迅速に執り進めたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。 9時58分現在、出席委員13名、欠席委員1名、よって、厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、只今から第13回厚岸町農業委員会総会を開催します。 それでは会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
会長	はじめに、本日の議事録署名委員を指名します。 議席番号「7番 多田委員」、「12番 伊藤委員」をお願いいたします。
会長	議事日程に従い議事を進めてまいります。 日程第1 報告第10号「農業経営改善計画の認定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	議案書1ページをお開き願います。 報告第10号「農業経営改善計画の認定について」 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、厚岸町から農業経営改善計画の認定をした旨通知があったので報告する。 令和3年9月28日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。 3ページをお開き願います。今回、町から通知のあった内容ではありますが、記載のとおり、更新が〇件となっております。 詳細につきましては、「議案説明資料」1ページに記載しております

	ので、説明を省略させていただきます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	報告第10号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、報告第10号については原案のとおり承認させていただきます。 次に日程第2 議案第39号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明願います。
主事	議案書 5 ページをお開き願います。 議案第39号「現況証明願について」 次の土地の現況証明願を受理したので、証明書を交付するものとする 令和3年9月28日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の証明願の案件は〇件となっております。 はじめに番号〇についてであります。申請書の写しについては、議案書 6 ページに、位置図の資料については、議案資料の 1 ページを、ご参照願います。詳細については、「議案説明資料」 2 ページに記載しておりますので説明を省略させていただきます。 なお、現地調査につきましては、荒岡会長と農地部会第 1 地区の米澤部会長と佐藤委員と事務局の 5 名で〇月〇日に実施し、証明の可否については、可であることを報告いたします。 次に、番号〇についてであります。申請書の写しについては、議案書 7 ページに、位置図の資料については、議案資料の 2 ページに掲載しております。 詳細については、議案説明資料の 2 ページと 3 ページに記載しておりますので説明を省略させていただきます。 なお、現地調査につきましては、荒岡会長と農地部会第 1 地区の米澤部会長と佐藤委員と事務局の 5 名で〇月〇日に実施し、証明の可否につ

	いては、可であることを報告いたします。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	米澤部会長から何か補足でありますか。
米澤部会長	番号〇番、〇番ともに農地・採草放牧地以外であることを確認いたしました。
会長	議案第39号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第39号については原案のとおり決定させていただきます。 次に日程第3 議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局から説明願います。
局長	議案書8ページをお開き願います。 議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について、議決を求める。 令和3年9月28日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の案件は、売買が〇件、となっております 各筆明細書については、議案書9ページから10ページに、位置図等の資料につきましては、議案資料の3ページをご参照願います。 詳細につきましては、「議案説明資料」3ページと4ページに記載しております。 本件は、昨年〇月〇日にあっせん委員会を開催し、10アールあたり〇〇〇円から〇〇〇円で評価したところで、その後、売手の〇〇氏及び買手の〇〇氏へ説明し同意を得たところであります。 この度、〇〇〇番の分筆登記が〇月〇日に完了したことから、〇〇〇番他〇筆の農用地利用集積計画を上程するに至ったところであります。

	以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第40号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第40号については原案のとおり決定させていただきます。 次に、日程第4 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
主事	議案書11ページをお開き願います。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」 次の者より、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求める。 令和3年9月28日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。 今回の案件は、所有権の移転が〇件となっております。 許可申請書の写しについては、議案書12ページから18ページに、位置図については、議案資料4ページに掲載しておりますので、ご参照願います。 詳細については、「議案説明資料」4ページと5ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 なお、本件については生前贈与で権利の移転を行うもので、対価については無償となっております。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第41号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第41号については原案のとおり決定させていただきます。

	次に日程第5 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
局長	議案書19ページをお開きください。 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」 次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので、北海道農業会議に意見聴取を行う。 また、北海道農業会議の判断が許可相当であった場合、意見書を付して北海道知事へ進達するものとする。 令和3年9月28日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容をご説明申し上げます。 許可申請書の写しと北海道農業会議への意見聴取に係る書類は、議案書20ページから28ページまでとなっております。 内容の説明については、「議案説明資料」の5ページと6ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 なお、当該地は、令和〇年〇月〇日第〇回総会において、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」で議決した場所であり、令和〇年〇月〇日の農地パトロールでも現地を確認しております。 厚岸町農業委員会の意見書は議案書30ページに示しておりますが、総合的に見て許可相当とする内容でございます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	議案第42号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第42号については原案のとおり決定させていただきます。 次に日程第6「議案第43号」と日程第7「議案第44号」は人事案件で関連しておりますので一括上程のうえ審議いたします。 事務局から説明願います。

主事	議案書31ページをお開き願います。 議案第43号「職員の異動について」職員の異動について、農業委員会等に関する法律第26条により議決を求める。 令和3年9月28日提出、厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。 堀部局長は、平成30年4月1日付けで厚岸町から農業委員会へ出向となっており、3年と6カ月の間、農業委員会事務局長として勤めてまいりましたが、この度、令和3年10月1日付けで厚岸町へ出向を命ぜられたため、厚岸町へ出向を命ずる、職員の異動についての議決を求めるものであります。 続いて、議案書32ページをお開き願います。 議案第44号「職員の任命について」、当農業委員会の職員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第26条により議決を求める。 令和3年9月28日提出、厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。 川越一寿氏は、現在、水産農政課長であり、堀部局長の後任として、令和3年10月1日付けで厚岸町農業委員会職員に併任し、事務局長に命ぜられたため、職員の任命についての議決を求めるものであります 江上圭氏は、現在、水産農政課長補佐（兼）農政係長であり、令和3年10月1日付けで厚岸町農業委員会職員に併任し、総務係長（兼）農地係長に命ぜられたため、職員の任命についての議決を求めるものであります。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	ただいま、事務局から説明がありました、議案第43号及び議案第44号について、何かご意見・ご質問はございませんか。 （質疑なし） 特に質疑がないようですので、議案第43号及び議案第44号について

	は、原案のとおり決定させていただきます。 全体を通して何かございませんか。 特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。 事務局から、スケジュールについて説明願います。
局長	・スケジュール
会長	それでは最後になりますが、異動することになった「堀部局長」、新たに任命されました「川越課長」と「江上補佐」から、ご挨拶をお願いします。 (挨拶) ありがとうございました。 以上で、第13回厚岸町農業委員会総会を終了いたします。

上記相違ないことを確認し、署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 7 番 印

議事録署名委員 12 番 印